

高圧ガス販売計画書

(該当するものの□にチェック(✓)を記載)

1 販売の目的

☐溶接・溶断用 ☐化学工業用 ☐医療用 ☐スクーバダイビング用 ☐冷媒用
☐気密試験用 ☐その他 ()

2 販売区域

3 販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量等

(適宜行を追加すること(別紙でも可))

ガスの区分	ガスの名称	貯蔵量	販売主任者	販売方法	配送方法
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
		m ³ ・kg	☐ 選任 ☐ 不要	☐ 直送 ☐ 貯蔵	☐ 自社 ☐ 委託
合計		m ³ ・kg	—	—	—

注1 販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。

注2 「直送」とは、容器置場を所(占)有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所(占)有して販売することを指す。

4 帳簿類

- ☐ 法第20条の6第1項及び第60条第1項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。
- ☐ 引渡先保安台帳(保存期間:引渡継続期間)※様式を添付
 - ☐ 容器授受記録簿(保存期間:2年)※様式を添付
 - ☐ 周知記録(保存期間:2年)

5 周知に関する事項

- ☐ 法第20条の5第1項に基づき、別紙の周知文書を備え、周知します。

6 容器の貯蔵について

容器置場の面積 m²

7 法20条の6で定める販売の技術上の基準に関する事項

- ☐ 別記1のとおり遵守します。

8 法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項

- ☐ 別記2のとおり遵守します。

9 法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項

☐ 別記3のとおり遵守します。

10 保安教育に関する事項

☐ 法第27条第4項に基づき、従業者に保安教育を実施します。

11 高圧ガスの供給者名

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____

許可又は届出年月日 _____

許可又は届出受理番号 _____

12 販売所の電話番号等

電話 _____

担当者氏名 _____

13 販売開始予定日

別記 1（販売に係る基準）

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

【冷凍保安規則第27条の基準に対応する事項】

- ☐ 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行います。（1号）
- ☐ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（2号）
- ☐ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（3号）

別記 2（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項

【冷凍保安規則第20条の基準に対応する事項】

- ☐ 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（27条2号）